

蓮田市ボランティアセンターだより

2020年 秋号



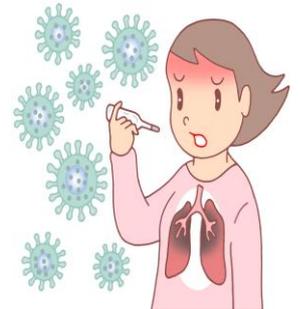
～ 様々な感染症の対策をした活動をお願いします ～

今年は新型コロナウイルス感染症に注意が必要ですが、例年、冬にはインフルエンザやノロウイルスを中心とした感染症胃腸炎がします。活動の際、十分な感染症の対策をお願いします。



コロナウイルスとは？

ウイルスは自分自身で増えることができず、粘膜などの細胞に付着して入り込み増えます。健康な皮膚には入り込むことができず表面に付着するだけとされています。表面についたウイルスは時間がたてば壊れてしましますが、物の種類によっては24時間～72時間くらい感染する力をもつとされています。流水と石けんでの手洗いや手指消毒用アルコールによって感染力を失わせることができます。



インフルエンザとは？

インフルエンザの感染力は非常に強く、日本では毎年約1千万人、約10人に1人が感染しています。インフルエンザは流行性があり、いったん流行が始まると短期間に多くの人へ感染が拡がります。インフルエンザはインフルエンザウイルスに感染することによって起こる病気です。38℃以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛など全身の症状が突然現れます。併せて一般的な風邪と同じように、のどの痛み、鼻汁、咳などの症状も見られます。

ノロウイルスとは？

年間の食中毒の患者数の約半分はノロウイルスによるものですが、うち約7割は11月～2月に発生しており、この時期の感染性胃腸炎の集団発生例の多くはノロウイルスによると考えられます。ノロウイルスは手指や食品などを介して、経口で感染し、ヒトの腸管で増殖し、おう吐、下痢、腹痛、微熱などを起こします。ノロウイルスは、感染力が強く、大規模な食中毒など集団発生を起こしやすいため、注意が必要です。



首相官邸HPより抜粋

～元気に活動するための3カ条～

第1条 感染経路を断ちましょう

→こまめな手洗いとアルコールを含んだ消毒液で手を消毒することを心掛けましょう。



第2条 咳エチケットを守りましょう

→感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえることです。



第3条 免疫力を高めましょう

→免疫力が弱っていると、感染しやすくなります。また、感染したときに症状が重くなってしまう恐れがあります。普段から、十分な睡眠とバランスのよい食事を心がけ、免疫力を高めておきましょう。

病気だけでなく、ケガをする方が多くなっています。活動の際は十分にご注意ください

令和2年度 ボランティア活動保険 新型コロナウイルス感染症発病時の取扱いについて

ボランティア活動保険の特定感染症補償に新型コロナウイルスを追加して補償の対象とする改定が行われました。改定に伴い取扱いに関する注意事項についてよくある質問(Q&A)をご案内いたします。

< よくある質問(Q&A) >

Q1. 新型コロナウイルス感染症を発症した場合の補償の可否判定は？

→A1. 新型コロナウイルス感染症を発病したかの判断は医師の診断により、また、医療機関の診断や保健所等の判断、クラスターの発生状況や陽性者との濃厚接触の状況等に基づき判断します。

Q2. 新型コロナウイルスに感染しても軽症や無症状の場合の補償は？

→A2. PCR検査等によって陽性と判定された場合、「発病」として取扱い、軽症や無症状の場合でも補償します。

Q3. 軽症者や無症状者がホテル等の臨時施設や自宅で療養する場合の補償は？

→A3. 新型コロナウイルスを発病し、医師の指示に基づき臨時施設や自宅等で療養する場合は「入院」とみなして補償します。

Q4. 後遺障害が発生した場合の補償は？

→A4. 医師が作成する後遺障害診断書に基づき補償します。

Q5. 保険加入後、すぐに補償されますか？

→A5. 保険責任開始日からその日を含めて10日以内(不担保期間)に発病した場合は補償の対象となりません。あらかじめ活動の予定がある場合は、早めの保険加入をお勧めします。

(例)10月1日に大規模災害支援のためボランティア活動保険に加入して活動を行い、その活動に起因して10月11日以降に新型コロナウイルス感染症を発病した場合は補償の対象となりますが、10月10日以前に発病した場合は補償の対象となりません。

(ボランティア情報10月号NO.521より抜粋)

★ マスクの寄附について ★

市民のみなさまから手作りのマスクの寄附をたくさんお預かりしました。お預かりしたマスクは、市内の保育園や社会福祉施設へ届けています。ありがとうございました。

蓮田市社会福祉協議会では、マスクの寄附をお受けしています。大人用、子供用は不問です。



【発行】令和2年11月11日 社会福祉法人蓮田市社会福祉協議会
〒349-0133 蓮田市関山4-5-6
TEL 048-769-7111 /FAX 048-768-1815
ホームページ <https://www.hasudasisyakyoku.or.jp>

